



## 長期受け入れ学生

# カウンセラーへの指針



## 国際ロータリー第2640地区青少年交換委員会

### ■任務■

- 学生滞在中の家庭生活及び学校生活全般の動静に常に注意を払い、指導を行い、相談に応じる。
- 学生に関することについては、カウンセラーは青少年交換委員会を代表するものである。
- 何らかのトラブルが発生した場合は、直ちに対応策を協議し、解決を図る。
- 受け入れ高校及び担任教師と密に連絡を保ち、教育状況を把握する。
- ホストファミリーの受け入れ状況を知悉し、助言を行う。

### ■予算措置■

- 受け入れに対する学校関係諸費用の全額、並びに滞在中の生活費用の補助についてクラブで予算措置を必要とする。
- 来日から帰国までの期間を対象とするので、ロータリー年度と必ずしも一致しないことに注意。

### ■経費■

- 交換学生の滞在費は原則としてホストクラブの負担とする。但し、地区から受け入れホストクラブ宛に補助金（過去の実績では年間50万円）が支給される。
- ホストクラブは毎月学生に小遣いとして1万円を支給する。更に、通学に際し、弁当を持参しないときは、昼食代として、ホストファミリーの負担で1回につき500円の支給を原則とするが、学校に食堂がなく500円では不足すると判断された場合、適宜増額をお願いしたい。
- 学校に要する費用としての教科書代、修学旅行費、及び制服・上靴・運動着・通学定期等は、ホストクラブが負担する。
- 学校・ロータリー関係の主催する旅行、会合出席の費用は、ホストクラブの責任において支給するが、個人の意志による旅行、会合出席の費用、或いは切手代・電話代等の個人的費用は本人に負担させる。

### ■受け入れに際して■

- 受け入れ学生が到着する日は、クラブの会長はじめ、関係各委員、ホストファミリーも出迎えに出て、長旅の労をねぎらうと共に、歓迎の言葉をお願いしたい。
- 受け入れ学生の親もとに、無事到着した旨の電話をさせていただきたい。

### ■受け入れ後■

- 歓迎会をしてやって頂きたいが、派手にならないように。

- 外国人登録
 

入国後90日以内に市町村役場で外国人登録をさせること。外国人登録証は常に携帯するように習慣づけること。パスポートは外国人登録後、帰国時の航空券と一緒に、ホスト家庭またはカウンセラーが責任を持って保管し、紛失・盗難の事故を防ぐこと。
- 学生に1年間の大まかなスケジュールを説明しておく。
 

受け入れ学生に日本を多く知ってもらうために、旅行・見学等を年間計画に組み入れていただきたい。但し、関西より遠方の地区に出る場合は、地区青少年交換委員長に連絡のこと。その際、委員長が必要と認めた時は、本国の両親の同意書の提出を要請する場合もある。
- 旅行等の許可について
 

**【絶対に許可してはいけない旅行】**

  - ・一人での宿泊旅行（宿泊地に責任者がいない場合）
  - ・男女2人だけでの泊まりがけの旅行（いくら家族の許可があっても不可）

**【条件次第では許可してもいい旅行】**

  - ・責任ある人が送り、受け取るという旅行であれば、旅行を許可してもよい。

**【日帰り旅行】**

  - ・カウンセラーが危険でないと判断した旅行については、許可願いたい。
- 例会出席
 

クラブの例会にはあらかじめ学校の了解を得て、毎月最低一度は出席し、友好親善に努めると共に、出来ればスピーチをさせること。
- 出来れば市町村長への表敬訪問をお願いしたい。
- 学校への挨拶
 

学校が始まる前に、学校に出向き、校長、担任、お世話になる方々に挨拶し、学校で必要なものの準備をすること。
- クラブ行事には、努めて参加させること。出席義務のある地区行事には必ず参加させること。
- 健康状態のチェック
 

気候・風土の急激な変化のため、体調を崩す学生がいます。折に触れ、体調を尋ねてあげてほしい。
- 禁止事項
  - ・飲酒、麻薬、喫煙、自動車や単車の運転、恋愛、収入の伴うアルバイト。
  - ※違反した場合は本国に送還されることになるので、注意を与えてほしい。
- 望ましくない行為
 

イヤリング、ピアス、ネックレス、パーマ、化粧等
- 携帯電話の使用
 

携帯電話については、各ホストクラブの判断に任せる。
- 保険の加入
 

来日前に、担当委員から学生に本人に保険料として3万円（または280ドル）の持参を伝えている。クラブで国民健康保険に加入させてください。
- 夜間に学生だけで繁華街に出ることは禁止
 

週末などに学生同士で繁華街に出ることは、交友を深めるという点から禁止はしていない。しかしながら、夜間については、様々な誘惑もあることより禁止とする。夜間に繁華街に出る場合には、ホストファミリーやロータリアン等の責任ある大人の同行が必要である。

- 月に1回のホストファミリーからの報告書をガバナー事務局に提出してください。
- 国際ロータリーの要請に基づき、日本においては、青少年交換に携わる全てのボランティアから「ボランティア誓約書」を提出することになっています。ホストファミリーが変わる度に、15歳以上の同居家族全員から提出して頂き、ガバナー事務局に提出してください。
- 交換学生には、5回の地区オリエンテーションに参加することを義務付けております。ホストファミリーとカウンセラーの出席もお願いします。また、ロータリーの行事には最優先で出席させてください。
- 交換学生が事故、事件、重い病気などに遭遇した場合には、直ちに地区青少年交換委員長に連絡をしてください。場合によっては、地区危機管理委員会を招集して、解決、対応に当たります。
- 中途帰国  
受け入れ学生がホストクラブやホストファミリーの指導監督に背き、交換学生としての義務を遵守しなかったり、クラブの判断にて処理できない事態が生じたときは、地区委員会に相談のこと。場合によっては、帰国もやむなしとする。

#### 最後にメンバーの皆様へ

◇◇◇ ホストファミリーをみんなで助けましょう ◇◇◇

ホストファミリーが決まると2ヶ月なり3ヶ月なりその期間その家に任せっぱなしで、他の会員は全く知らぬ顔のケースが多い。これは、そのファミリーにとっては大きな負担である。特に主婦の方のご苦労は大変なものである。クラブ会員でもっと関心を持ち協力し合ったら、この奉仕活動に対して一層の励みと喜びを得るようになるのではなかろうか？

ホストファミリーとなることは大変なことであろうが、一タ自宅に招いて食事を共にするくらいの簡単なことで全員が国際奉仕活動を身近なものとして実行できると思う。

以上